

INFORMATION

# 岡崎事務所開設のご案内

弁護士法人名古屋総合法律事務所は、2018年4月1日岡崎市シビックセンター南に岡崎事務所を開業いたしました。

名古屋・丸の内本部事務所同様、相続（相続税を含む）・離婚・交通事故・債務整理・不動産・中小中堅企業法務（使用者側の労働事件を含む）の6分野に専門特化したサービスを提供させていただきます。

また、弊所の特色であります弁護士・税理士・司法書士・社会保険労務士によるワンストップサービスにつきましても、お客様のニーズにお応えするべく、名古屋・丸の内事務所同様迅速に対応させていただきますので、どうぞ安心してお任せください。

## 岡崎事務所へのアクセス

弁護士法人名古屋総合法律事務所 岡崎事務所は岡崎市シビックセンター南の丸五ビルの1階にございます。「弁護士法人 名古屋総合法律事務所 岡崎事務所」の看板が目印となります。

駐車場は、建物裏手に3台ございます。駐車場が空いていない場合は、他の駐車場をご案内いたしますので、お電話ください。

〒444-0813  
愛知県岡崎市羽根町字貴登野32-1 丸五ビル1階  
弁護士法人名古屋総合法律事務所 岡崎事務所  
TEL 0564-72-5171 FAX 0564-72-5172  
〈新規のご相談のお問い合わせはコチラ〉  
フリーダイヤル **0120-758-352**



最寄りの駅 JR 東海道本線 岡崎駅  
最寄りのバス停 名鉄バス「岡崎市シビックセンター」

# 名古屋総合リーガルグループのご案内

- 弁護士法人 名古屋総合法律事務所（丸の内本部事務所）  
TEL 052-231-2601 FAX 052-231-2602
- 税理士法人 名古屋総合パートナーズ  
TEL 052-231-2603 FAX 052-231-2604
- 名古屋総合司法書士事務所  
TEL 052-231-2605 FAX 052-231-2607
- 名古屋総合社労士事務所  
TEL 052-231-2601 FAX 052-231-2602
- 弁護士法人 名古屋総合法律事務所（岡崎事務所）  
TEL 0564-72-5171 FAX 0564-72-5172

名古屋丸の内本部事務所 岡崎事務所

地下鉄桜通線・鶴舞線 丸の内駅4番出口より東に徒歩2分

岡崎市シビックセンター南すぐ



〒460-0002 名古屋市中区丸の内二丁目20番25号 丸の内STビル6階

名古屋総合法律事務所 検索

# 名古屋総合リーガルグループ

# かわら版

2018

1

## COLUMN 司法書士

### お役立ち情報その① 生前の相続対策について

#### 【事例】

Aが遺言で、「土地1は長男Bに相続させる。土地2は長女Cに相続させる」としていたところ、Aが亡くなるより先に長男Bが亡くなった場合、代襲相続人であるD（Bの子供、Aの孫）は、この遺言により土地1を相続できるのでしょうか？

#### 【結論】

この場合、特別な事情がない限り「土地1は長男Bに相続させる」という部分の遺言の効力は無効となります。よって、土地1については、相続人全員が法定相続分で相続するか、相続人全員で遺産分割協議をして取得者を決定する必要があります。



#### 【理由】

最判平成23・2・22民集65巻2号699頁は次のように判示しています。

『相続させる』旨の遺言は、当該遺言により遺産を相続させるものとされた推定相続人が遺言者の死亡以前に死亡した場合には、当該『相続させる』旨

の遺言に係る条項と遺言書の他の記載との関係、遺言書作成当時の事情及び遺言者の置かれていた状況などから、遺言者が、上記の場合には、当該推定相続人の代襲者その他の者に遺産を相続させる旨の意思を有していたとみるべき特段の事情のない限り、その効力を生ずることはないとするのが相当である。

#### 【遺言書を作成する際のポイントは？】

以上のように、ある相続人にある特定の財産を「相続させる」旨の遺言をした遺言者より先に、その名宛人である相続人が亡くなった場合、その財産について遺言の効力を生じないのが原則です。名宛人である相続人の子が、遺言書記載の財産を代襲相続することはできません。

そのため遺言者は、遺言書を作成する際に、遺産を相続させる推定相続人が死亡した場合にその相続人の子に取得させたい場合には、『当該相続人が遺言者より先に死亡した場合は、その子供に当該遺産を相続させる』というように予備的・補充的な条項を設けておくのが望ましいといえます。

なお、「相続させる」という文言は、相続人に対しての遺産分割方法の指定という意味合いとなりますので（最判平

成3・4・19民集45巻4号477頁）、「相続させる」という文言が使えるのは相続人に限られます。



他方、「遺贈する」という文言は、遺言により財産を他人に無償で与えることですので、与える相手は相続人のことも相続人でないこともあります。

また、民法994条1項により、「遺贈は、遺言者の死亡以前に受遺者が死亡したときは、その効力を生じない」と定められています。

よって、【事例】のような場合にも、受遺者の子が代襲して財産を取得することはありませんので、受遺者の子に取得させたいときは、前記と同様に予備的・補充的な条項を設けておくことになります。





## COLUMN 税理士

## お役立ち情報その② 孫への生前贈与について

相続税対策の一環として、お子さんやお孫さんに財産を早めに贈与してしまう（あげてしまう）という方法を取られている方は多くいらっしゃると思います。

ただ、一度にあまりに多くの財産を贈与してしまうと、それが贈与税の対象となってしまう、何の相続税対策にもならないことになりかねません。

## (1) 教育資金の一括贈与制度

孫の教育資金に充てるため、祖父母が孫名義の金融口座に一括して金銭を拠出した場合、一定の要件を満たせば、孫一人につき1,500万円までは贈与税が非課税となります。この主な要件としては、孫が30歳未満であること、金銭の使途を学校に対して直接支払われるものや学習塾等の教育施設の費用などに限ること、支出の管理を口座を設定した金融機関が行うこと、などが挙げられます。

## (2) 結婚・子育て資金の一括贈与制度

孫の将来の結婚および子育てに要する資金の支払いに充てるため、(1)と同様に祖父母が孫名義の金融口座に一括して金銭を拠出した場合、一定の要件を満たせば、孫一人につき1,000万円までは贈与税が非課税となります。この主な要件としては、孫が20歳以上50歳未満であること、金銭の使途を挙式費用などの結婚に際して支出される費用および妊娠、出産、育児に要する費用などに限ること、(1)と同様に支出の管理を口座を設定した金融機関が行うこと、などが挙げられます。

この両制度はその仕組みや特徴に共通するところも多く、共通点と相違する点をまとめると右の表のとおりになります。

このように、どちらの制度も金融機関の管理の下での資金の拠出および支出となりますので、手続き上の煩雑さは否めませんが、まとまった資金を無税で渡せるという点と、適切な目的のために使われるよう第三者により管理されているという安心感が得られるという点では有用な制度かと思えます。

両者を比べると、契約終了前に祖父母が亡くなった場合に大きな違いがあります。結婚・子育て資金の一括贈与の場合は、

贈与者である祖父母が亡くなると、その時点の残額がみなし相続財産として孫に相続税が課されてしまうのに対し、教育資金の一括贈与の場合は、相続税課税が行われません。したがって、お孫さんが30歳を迎えるまでに拠出した資金を全額使い切れば一切税金は課されない結果になります。この点で、教育資金目的での贈与の方が税金の面では有利と言えます。

どちらの場合においても、お孫さんが年齢の上限（教育資金で30歳、結婚・子育てで50歳）を迎えてしまうと、残額に対し贈与税が課されてしまいます。そのような事態にならないように、当初より支出される見込み額を含めた将来計画をきっちりと立てておくことが肝要となります。

	教育資金の一括贈与	結婚・子育て資金の一括贈与
受贈者(孫)の年齢	30歳未満	20歳以上50歳未満
非課税限度額	1,500万円 (学校以外に支払う金銭は500万円が限度)	1,000万円 (結婚費用については300万円が限度)
主な非課税となる資金の使途	学校に対して支払われる入学金、授業料、学用品費など。 学習塾や水泳教室などの費用	婚礼費用 妊娠出産費用 子の医療費や保育費
資金の使途の管理	信託銀行等の一定の金融機関に孫名義の口座を設定しそこに資金を拠出する。資金管理契約に基づき当該金融機関が管理する。	
契約の終了要因	①孫が年齢の上限(30歳または50歳)に達したとき ②口座の残高がゼロとなり終了が合意されたとき ③孫が死亡したとき	
終了時の残額への贈与税課税	上記①の場合…終了時に孫に贈与税が課税される。 上記③の場合…贈与税課税はない。	
終了要因が生じる前に贈与者(祖父母)が死亡した場合の相続税課税	残額に対する相続税課税はない。	残額はみなし相続財産として相続税の課税対象となる(孫が遺贈を受けた者として課税される。ただし2割加算の対象外)

※ 現時点で両制度とも、「平成31年3月31日までに拠出するものに適用」と、期間に限りのあるものとなっています。次年度の税制改正で延長となることが予測されますが、念のためご留意ください。

所長のコラム 65歳からはアルコールの飲み過ぎは要注意！  
減酒もしくは中度・重度の方は断酒を！

退職後時間を持て余したり、緊張感を失ったことなどがキッカケとなり、少量飲酒習慣から次第に飲酒量が増えて、大量の連続飲酒に陥る高齢者の方が急増しています。

日本には、アルコール依存症の方が約109万人(男性95万人/女性14万人)いると推計されています。そのうち、治療を受けている患者数はわずか約5万人程度と推計されています。

多くの方が治療を受けていないという現実に、人口の高齢化が進んだことが加わり、高齢者のアルコール依存症が急増しています。

アルコールは、脳障害(アルコール性小脳変性症、脳萎縮、脳の記憶回路の損傷(脳の神経細胞の脱落)など多くの脳の機能障害)、心臓障害、肝障害などの消化器系障害などの深刻な体の病気をもたらします。

また、アルコール依存症は、大量の連続飲酒者がこの脳の機能障害と体質の変化によりアルコール使用を自らコントロールできなくなる『病氣』なのです(アルコール使用障害)。

意志の問題ではないのです。

医療機関は、最近まで入院治療による断酒など、重度アルコール依存症患者の治療に重点が置かれていました。そして、多くの中度ないし軽度アルコール依存症の『早期発見・早期治療』が事実上放置されていました。

高齢化社会を迎えて、高齢者のアルコール使用障害は家庭に深刻な問題を招来し始めています。そのため、アルコール依存症の定義にも変化が現れ、アルコール使用をコントロールできないという意味でアルコール使用障害と定義して、軽度・中度のアルコール使用障害の『早期発見・早期治療』の外来治療中心へと変わってきております。

65歳になり、体は年を取るにつれて、筋肉量の低下、アルコール分解速度の低下などアルコールの影響を受けやすくなっていきます。

65歳からは、毎年誕生日に、アルコール使用障害スクリーニングテスト(AUDIT: Alcohol Use Disorders Identification Test)をして自己診断を試みましょう。

そして、軽度の段階で減酒するなどの軽度・中度のアルコール使用障害の『早期発見・早期治療』を試みて、家族に迷惑・負担をかけない豊かな楽しい尊厳のある老後を送りたいです。

「アルコール使用障害スクリーニングテスト」で検索してみましょう！



代表弁護士・税理士  
社会保険労務士  
浅野 了一

## 健康コラム

## 「室内でも熱中症に注意を」

残暑が続いていますが、屋外にいる時はもちろんのこと、室内でも熱中症対策もしなければならぬことは皆さん、ご存知でしょうか？

気象庁HPによると、「熱中症は湿度やスポーツ等による体調変化、水分補給

の状態、健康状態等により、必ずしも気温が高い状態ではなくても発症することがある」のです。

室内、特に風呂や2階など、熱気や湿度がたまる場所にいる場合は、注意が必要です。

具体的には、

- ・暑さを我慢せずに、エアコンなど空調設備を使用する
- ・こまめに水分補給(アルコールは体内の水分を排出するからNG。0.1%~0.2%の食塩水や経口補水液など)

・ゆったりした服装を心がけるなど対策を取りましょう。

また国が推進するクールビズは、室温28度で快適に過ごせる服装とされていますが、この室温28度は、エアコンの設定温度を28度にすることを推奨しているというわけではないようです。エアコンを28度に設定しても、日があたりると、必ずしも室温が28度になるわけではありません。こういった場合は、設定温度を下げた方が良いでしょう。